

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第14号

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「委員」を「教育委員（以下「委員」という。）」に、「職員」を「職員の」に、「その他」を「その他」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「者」を「もの」に改め、同条第4号中「学校及び幼稚園の事務員（京都市職員給与条例の適用を受ける者に限る。）、養護職員、」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)